

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	公営住宅等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

城里町は、公営住宅等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県東茨城郡城里町長

公表日

平成27年12月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等に関する事務
②事務の概要	<p>・公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する者に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、次の事務に利用している。</p> <p>①入居時管理事務(入居者の募集事務、入居資格確認事務(所得要件・在住要件等)、入居審査事務(連帯保証人の審査を含む)、家賃決定、敷金決定等)</p> <p>②入居者管理事務(異動承認事務、同居承認事務、承継承認事務、連帯保証人変更事務、不正入居者等に対する明渡措置事務等)</p> <p>③住宅使用料管理事務(収入報告関連事務・家賃算定事務、収入超過者及び高額所得者に対する措置事務、督促事務、催告事務、完納指導依頼事務等)</p> <p>④建物管理事務(模様替え・増築・住宅敷地内工作物設置申請に対する許可事等)</p>
③システムの名称	住宅管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一 第19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第31項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設課
②所属長	都市建設課 松山正春
6. 他の評価実施機関	
総務省、地方公共団体情報システム機構	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	城里町役場 総務課 茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25 029-288-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	城里町役場 都市建設課 茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25 029-288-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

